

姫路市ものづくり販路拡大支援事業補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の優れた製品・技術等の市場開拓や、新製品等の販路拡大を支援するため、市場の開拓又は新製品等の販路の拡大のために国内外で開催される見本市、展示会等（以下「見本市等」という）に出展する事業に要した経費に対し、補助金を交付することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「現地見本市等」とは、現地で開催される見本市等で、過去5年の間に、40以上の出展者数による現地開催の実績が1回以上（2以上の見本市等が合同で開催された場合にあつては、合同で40以上の出展者数による現地開催の実績が1回以上）あるもの（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）をいう。

- (1) 販売が主たる目的であるもの
- (2) 補助金の交付を受ける者が、主催し、共催し、又は運営等に携わるもの
- (3) 特定の団体又は中小企業者のみを対象とするもの

2 この要綱において「オンライン見本市等」とは、インターネット上で開催される見本市等で、次の各号の全てに該当するもの（前項各号のいずれかに該当するものを除く。）をいう。

- (1) 過去5年の間に、40以上の出展者数による現地開催の実績が1回以上（2以上の見本市等が合同で開催された場合にあつては、合同で40以上の出展者数による現地開催の実績が1回以上）あるもの
- (2) 次に掲げるいずれかに該当するもの

ア 国、地方公共団体、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）又は商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）若しくは商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づき設立された法人が主催し、共催し、若しくは後援するもの又は運営の構成団体であるもの

イ ジェトロによる出展支援が行われるもの

ウ ジェトロがインターネット上で公開している主要見本市リストに掲載されているもの

(3) 開催期間が 1 日以上 6 か月以内であるもの

（補助対象事業）

第 2 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国内で開催される全国規模の現地見本市等への出展

(2) 国外で開催される現地見本市等への出展（第 5 号に該当するものを除く。）

(3) オンライン見本市等への出展

(4) 姫路市の海外姉妹都市、姉妹城及び観光友好交流州のある次の表に掲げる国で開催される現地見本市等への出展

海外姉妹・友好都市のある国	ベルギー王国、アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、ブラジル連邦共和国、中華人民共和国、大韓民国
海外姉妹城のある国	フランス共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、ポーランド共和国、オーストリア共和国、チェコ共和国
観光友好交流州のある国	ドイツ連邦共和国

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の分類表に定める大分類E（製造業）に属する事業を行う市内に主たる事務所を有する中小企業者であること。

イ 前条第1号及び第3号に掲げる補助対象事業を行う場合にあっては、補助を受けようとする年度の前年度においてこの要綱の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 姫路市ものづくり開発奨励補助金交付要綱（平成8年10月1日制定）に規定する姫路市ものづくり開発奨励補助金の交付を受けた年度の翌年度から4年度を経過するまでの年度で、当該補助金の交付対象となった製品・技術について出展を行う者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。ただし、見本市等の開催日の1年前から補助対象事業の完了の日までに支払った経費に限る。

(1) 第2条第1号に掲げる補助対象事業 出展料、小間料等の名目で主催者が一般的に徴収する経費

(2) 第2条第2号及び第4号に掲げる補助対象事業

ア 出展料、小間料等の名目で主催者が一般的に徴収する経費

イ 通訳及び現地説明員に係る経費

ウ 現地までの航空運賃

(3) 第2条第3号に掲げる補助対象事業 出展料、小間料等の名目で主催者

が一般的に徴収する経費（オンライン見本市等の開催期間が3か月を超える場合にあっては、当該経費のうち3か月に相当する金額に限る。）

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の合計額（当該経費に対する国、県又はジェトロの補助金等があるときは、当該補助金等に相当する額を経費の合計額から控除した額とする。）の2分の1（第2条第2号及び第4号に掲げる補助対象事業にあっては、3分の2）を限度とする。ただし、その額は、次の各号に掲げる補助対象事業に応じ、当該各号に定める額を超えないものとし、かつ、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる補助対象事業 40万円
- (2) 第2条第2号に掲げる補助対象事業 200万円
- (3) 第2条第3号に掲げる補助対象事業 20万円
- (4) 第2条第4号に掲げる補助対象事業 250万円

2 補助金の交付は、1対象者に対して1年度につき1回かつ第2条各号に掲げる補助対象事業のうち1事業に限るものとする。

（申請書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、ものづくり販路拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見本市等の開催要領
- (2) 見本市等への出展申込書の写し（既に出展の申込みを行っている場合に限り。）
- (3) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあっては住民票及び事業の実態

を確認することができる書類)の写し

(4) 姫路市税に滞納が無いことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助対象経費に係る消費税額及び地方消費税額の仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）がない見込みの申請者（以下「適用補助対象者」という。）は、この限りでない。

3 補助金の交付の決定時に見本市等への出展申込みが完了していないものにあつては、申込み後、直ちに市長にその写しを提出しなければならない。

4 適用補助対象者は、申請時において、仕入控除税額に係る届出書（様式第2号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付の可否の決定に当たっては、当該補助対象事業の費用対効果、補助対象事業に対する申請者の取組状況及び過去の出展回数等を総合的に検討するものとする。

2 市長は、前項に定める事項を検討するため必要と認めるときは、姫路商工会議所職員から意見を聴取することができる。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、対象事業が完了したときは、完了後10日以内に、ものづくり販路拡大支援事業補助金補助事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 見本市等の出展写真（オンライン見本市等にあつては、見本市等に出展したことを確認することができる書類）

(2) 補助対象経費の支払を確認することができる書類の写し

(仕入控除税額の報告)

第9条 適用補助対象者は、当該補助対象事業が完了したとき、又は当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の確定申告が完了したときに、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 仕入控除税額報告書(様式第4号)
- (2) 積算内訳書

(補助金等の返還)

第10条 適用補助対象者が、確定申告により仕入控除税額が生じた場合は、当該仕入控除税額に相当する額を市長に返還しなければならない。

(実施の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市ものづくり販路拡大支援事業補助要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月5日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市ものづくり販路拡大支援事業補助要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第1条の2から第6条まで及び第8条の規定は、この要綱の施行の日以後にされた申請に係る補助金の交付について適用し、同日前にされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市ものづくり販路拡大支援事業補助要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条第5号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市ものづくり販路拡大支援事業補助要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。